保 護 者 の み な さ ま へ

令和８年度　就学援助制度のお知らせ

【お問い合わせ】朝霞市教育委員会 教育管理課学務係　電話：０４８－４６３－０７９３（直通）

朝霞市では、経済的理由により教育の機会が失われないように、市内に住所を有し、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に、本制度の利用希望有無を確認するとともに、必要なご家庭に対し、学用品費の一部や学校給食費などの援助を行っています。

〇申請について〇

新たに申請される方

「就学援助費希望調書・受給申請書（兼同意・委任承諾書）」を提出してください。就学援助費の申請をされた場合、審査結果に関わらず、市内小中学校に在籍している間は、再度の申請は原則として不要となります。（詳しくは裏面『３　申請方法』をご確認ください。）

これまでに申請した方⇒審査結果に関わらず再度の申請は不要です。

（審査結果は当該年度の６月中旬以降、順次送付いたします。）

※ただし、口座の変更や世帯構成の変更等、年度途中で当初申請内容に変更があった場合、改めて申請をしていただくか、教育管理課までお問い合わせください。

これまでに利用希望の有無を回答していない方⇒裏面『３　申請方法』を確認のうえ回答または申請をしてください。

１　認定要件

朝霞市内に住所を有し、公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者であり、下記の①から⑦のいずれかに該当する方。（家計急変による申請は、教育管理課窓口までご相談ください。）

①経済的にお困りで、世帯全員の前年の年間総所得（給与所得のほか、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、一時所得などがある場合、その合計額）が認定基準範囲内の方。

下表は一例です。実際に認定基準範囲内であるかどうかは、世帯人員の年齢・世帯構成・家賃の有無などにより異なります。

≪認定基準範囲内の世帯の年間総所得の例≫

世帯人員	世　帯　構　成	世帯の年間総所得
２人	母(30 歳)　子(7 歳)　[家賃なし]	230 万円程度
３人	父(37 歳)　母(35 歳)　子(11 歳)[家賃月 7 万円]	360 万円程度
４人	父(39 歳)　母(36 歳)　子(11 歳)　子(8 歳)[家賃月 8 万円]	420 万円程度
５人	父(42 歳)　母(40 歳)　子(14 歳)　子(11 歳)子(8 歳)[家賃なし]	380 万円程度

※前年（令和７年分）の年間総所得により判定が行われます。

②生活保護が停止または廃止された方。

③市民税が非課税または減免の方。

④個人事業税または固定資産税が減免の方。

⑤国民年金の保険料または国民健康保険の保険税が減免の方。

⑥児童扶養手当を受けている方。

⑦生活福祉資金の貸付を受けている方。

※③・④・⑤・⑦の認定要件に該当する場合は、該当することのわかる決定通知書等の写しをご提出ください。

（裏面もご覧ください）

○認定時期について○

令和９年３月末日までに認定となった場合、認定日は令和８年度の４月１日となります。
ただし、年度の途中で「１　認定要件」②～⑦に該当することとなった場合、その該当することとなった日の属する月の１日が認定日となります。

２　支給される費用（令和７年度実績）※令和８年度の支給額は支給決定通知書と一緒にお知らせします。

※学校での集金・積立金等や給食費を立替えるために支給するものではありません。
※修学旅行費、林間学校費、校外活動費は行事実施後に、学用品・通学用品費は、各学期開始後に支給されます。

新入学児童生徒学用品費等 ※１	小学校１年	57,060 円	小学校６年または中学校１年	63,000 円
学用品・通学用品費（年額） ※年度を通じての認定の場合	小学校１年	11,630 円	小学校２年～６年	13,900 円
	中学校１年	22,730 円	中学校２年～３年	25,000 円
オンライン学習通信費（年額） ※年度を通じての認定の場合	全学年	15,000 円		
学校給食費（年額）	全学年	実費相当額		
修学旅行費、林間学校費 校外活動費	実施した学年	かかった経費に応じて支給します。		
医療費	学校の検診で治療勧告を受けた指定の疾患に対し、学校より医療券を交付し、医療機関に提出することで、治療の費用を医療機関に支給します。			
体育実技用具費（柔道着） （認定後に購入したものに限り対象）	実施した学年	上限 7,650 円（生徒一人につき、一回の購入のみ）		

※１「新入学児童生徒学用品費等」は、小学校は入学前に支給を受けた方、中学校は小学校６年生時に支給を受けた方は対象となりません。

３　申請方法

以下のＱＲコードまたはＵＲＬから電子申請をしていただくか、朝霞市ホームページまたは教育管理課窓口、市内各小中学校にて申請書を受け取り、児童生徒が在籍している小・中学校または朝霞市役所４階教育管理課までご提出ください。

https://s-kantan.jp/city-asaka-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=51906

〈申請に必要な添付書類について〉
令和８年度課税所得証明書または非課税証明書（※２）や所得以外の認定要件に該当する場合の決定通知書等の写しなどの添付書類については、申請後、後日、持参または郵送にて教育管理課へご提出ください。
※２　課税所得証明書または非課税証明書は、令和８年１月１日以降に転入された方が必要です。令和８年１月１日に住民票がある市区町村にて取得してください。

注意
※内間木支所、朝霞台出張所及び朝霞駅前出張所では申請できません。
※所得の申告をされていない方は審査ができませんので、必ず申告手続きを済ませてください。
※申請にあたり、不明な点がありましたらお問い合わせください。